

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 5 月 17 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市市民文化局市民自治推進室市民自治推進課推進係（電話 011-211-2253）

2 入札に付する事項

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 役務の名称 | 札幌市地域活動保険（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月） |
| (2) 調達案件の仕様等 | 入札説明書による。 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和 7 年 6 月 30 日まで |
| (4) 履行場所 | 入札説明書による。 |
| (5) 入札方法 | |

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「その他サービス業」、小分類「他に分類されていないサービス」に登録されている者であること。
- (3) 金融庁から免許を受けている損害保険会社であること。ただし、入札日に免許停止を受けている事業者は除く。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 業務を行う事業所（本社・支店等）の所在地が札幌市内であること。
- (7) 業務を行う事業所において、告示日を起点とした過去 3 年間に官公庁が発注した類似業務の履行実績が 1 回以上ある者。
- (8) その他札幌市契約規則及び札幌市競争入札参加資格審査等取扱要綱の規定に基づく入札参加者の不適格要件に該当しないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記1に同じ。なお、入札説明書は下記 URL のホームページからもダウンロードできる。
<https://www.city.sapporo.jp/chiiki/ippan.html>
- (2) 入札書の受領期限
令和6年5月29日（水）13時00分（送付による場合は必着）
※ 持参する場合は、月曜日から金曜日（休日除く）の午前8時45分から午後5時15分までの時間に行うこと。
- (3) 開札の日時及び場所
令和6年5月29日（水）13時30分
札幌市役所本庁舎 13 階市民自治推進課事務室（札幌市中央区北1条西2丁目）
- (4) 入札書の提出方法
送付又は持参により提出すること。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。
- (3) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 最低制限価格の設定 無
- (6) 落札者の決定方法等
ア 落札者の決定
札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札候補者として、落札保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。
イ 入札参加資格の審査
落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。
ウ 落札候補者が入札参加資格を有しなかった場合の取扱い
上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合

は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(8) 詳細は入札説明書による。